

県民の求めに応じた情報提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第23条の県民の求めに応じた情報提供について、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 行政文書を管理する担当室課所（以下「担当課等」という。）の長は、県民から閲覧又は写し等の交付を求められた行政文書のうち、第3条に規定する行政文書については、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）の手續によることなく、迅速に情報提供で対応するよう努めなければならない。

(対象文書)

第3条 公開請求の手續によることなく、情報提供できる行政文書は、次に掲げるものとする。

- (1) 過去に公開請求があり全部を公開した行政文書で、求めを受けた時点においても明らかに判断が変わらないもの
- (2) 既に公表されている情報のみが記載されている行政文書
- (3) その他条例第5条各号に規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書

(費用負担)

第4条 担当課等が第3条に規定する行政文書の写し等を提供する場合、当該行政文書の写し等の交付に要する費用は、情報提供を求めるもの（以下「申出者」という。）の負担とする。ただし、次に掲げる行政文書の写し等を提供する場合は、この限りでない。

- (1) 広報や普及啓発を目的に作成された行政文書
- (2) 県民に法令・行政手續・行政サービス等の内容を説明するために必要な行政文書
- (3) その他無料で情報提供することが適当と認められる行政文書

2 行政文書の写し等の交付に要する費用の額は、別に定めるものとする。

(情報提供の申出)

第5条 情報提供の申出は、申出者が来庁した場合又は郵送若しくはファクシミリによる申出書の提出があった場合に行うことができるものとする。

(写し等の交付)

第6条 申出者は、写し等の交付について費用を負担する場合には、行政文書の写し等の交付申出書（別紙様式）を提出するものとする。

2 行政文書の写し等の交付の部数は、一の申出につき1部とする。

3 行政文書の写し等の交付に要する費用は、前納とする。

(適用除外)

第7条 この要綱は、県政情報センター、横浜地域県政情報コーナー、川崎地域県政情報コーナー及び地域県政情報コーナーに配架している行政資料の情報提供については、適用しないこととする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式（第6条関係）

行政文書の写し等の交付申出書

年 月 日

殿

氏 名

電話番号

郵便番号

住 所

（郵便番号及び住所は、郵送希望の場合のみ記入してください。）

神奈川県情報公開条例第23条の規定に基づき、情報の提供として行政文書の写し等の交付を受けたいので、次のとおり申し出ます。

行政文書の名称	
写しの交付方法	<input type="checkbox"/> 来庁による写しの交付を希望する。 <input type="checkbox"/> 写しの郵送を希望する。
備 考	

注1 情報公開請求を希望される場合には、係の者までお申し出ください。

注2 行政文書の名称は、担当室課所と調整の上、記入してください。

注3 写しの交付の希望日があれば、担当室課所と調整の上、備考欄に記入してください。

注4 写しの作成、郵送に要する費用は、申出者の負担となります。

職員記載欄

担当室課所名